

令和6年度
第2回志布志市総合教育会議

令和6年11月19日（火）
午前9時30～午後0時15分予定
志布志庁舎4階 庁議室

< 会 次 第 >

1 開 会

2 市長挨拶

3 報 告

- (1) 志布志市松山地域の学校の在り方検討委員会について (P 1～6)
- (2) 志布志市学びの多様化に係る基本構想策定委員会について (P 7～23)
- (3) 志布志東部地区古民家再生プロジェクトについて (P 24～25)

4 協 議

- (1) 志布志市教育大綱の改訂（案）について (P 26～38)
- (2) 第2次志布志市教育振興基本計画後期基本計画（素案）について (P 39・別冊)

5 そ の 他

6 閉 会

令和6年度 第2回志布志市総合教育会議 出席者名簿

	職 名	氏 名	備 考
1	市 長	下 平 晴 行	
2	教育委員	松 原 治 美	
3	教育委員	島 津 陽 亮	
4	教育委員	津 町 千 代 子	
5	教育委員	益 田 裕 子	
6	教育長	福 田 裕 生	
7	副市長	溝 口 猛	事務局
8	総務課長	小 山 錠 二	
9	教育総務課長	児 玉 雅 史	
10	教育総務課 総務施設グループリーダー	橋 本 淳 二	
11	学校教育課長	淀 修 司	
12	学校教育課参事兼学校教育 グループリーダー兼指導主事	久 木 崎 敢	
13	学校教育課参事兼指導主事	前 畑 あ さ よ	
14	生涯学習課 社会教育グループリーダー	河 野 尚 仁	
15	生涯学習課 文化財管理グループリーダー	小 村 美 義	
16	総務課行政グループリーダー	下 出 克 也	

報告(1) 志布志市松山地域の学校の在り方検討委員会について

志布志市松山地域の学校の在り方検討委員会 委員

	委員区分	氏名	備考
1	1号委員	小屋敷 浩 昭	鹿児島大学法文教育学域教育学系 教授
2	2号委員	宮 田 清 史	城南保育園 園長
3		前 田 和 彦	みどり保育園 園長
4		山 下 修 一	さゆり保育園 園長
5	3号委員	井 口 俊 二	松山小学校 校長
6		飛 松 正 文	泰野小学校 校長
7		福 和 人	尾野見小学校 校長
8	4号委員	中 村 幸一郎	松山中学校 校長
9	5号委員	草ノ瀬 優 樹	城南保育園 保護者代表
10		長 崎 沙弥香	
11		坂 元 龍 二	みどり保育園 保護者代表
12		上 原 誠	
13		黒 木 万梨恵	
14	別 納 里 香	さゆり保育園 保護者代表	
15	6号委員	紙 屋 健 市	松山小学校 保護者代表 (PTA 会長)
16		兒 玉 みゆき	
17		是 枝 慎 二	泰野小学校 保護者代表 (PTA 会長)
18		坂 元 由紀子	
19		加世田 貴 博	尾野見小学校 保護者代表 (PTA 会長)
20		木之下 果 林	
21	7号委員	福 岡 孝 文	松山中学校 保護者代表 (PTA 会長)
22		辻 みゆき	
23	8号委員	川 上 渉	新橋地区コミュニティ協議会
24		村 中 洋 人	泰野校区コミュニティ協議会
25		大 野 洋 一	尾野見コミュニティ協議会
26	9号委員	野 村 広 志	松山小学校学校運営協議会
27		下曾小川 省一	泰野小学校学校運営協議会
28		福別府 浩	尾野見小学校学校運営協議会
29		中 西 浩 二	松山中学校学校運営協議会

委員長

副委員長

事務局

教 育 総 務 課	福 田 裕 生	教育長
	兒 玉 雅 史	課長
	橋 本 淳 二	総務施設グループリーダー
	兒 玉 憲 一	総務施設グループサブリーダー
	竹 井 尚 紀	総務施設グループ主任主査

◎ 第1回 協議事項（令和6年10月29日開催）

議事1 検討委員会としての基本的な考え方及び今後の進め方等について

1 松山地区のコミュニティ協議会からの要望書を受けての検討委員会としての基本的な考え方

検討委員会では、要望書を真摯に受け止め、今後の松山地域の学校の在り方について、将来の担い手となる子供たちにとって、より良い学びの場となるよう検討します。また、検討を進めるに当たっては、9月20日付けの松山地区小学校PTA連絡会からの要望書にもあるとおり、当事者である保護者の意見を大切にします。

2 今後の進め方等について

(1) 保護者アンケートの実施

未就学児の保護者から中学生の保護者までを対象に学校の在り方に関するアンケートを実施する。

(2) 保護者アンケート後の協議

(1)のアンケート結果を基に松山地区小学校PTA連絡会からの要望等を含め、検討委員会で協議を行う。

議事2 保護者アンケートの実施について

1 対象者

令和6年10月1日現在、松山地域に居住する未就学児及び児童生徒（0歳から15歳まで）の保護者 203人（※ 1世帯1回答）

2 調査方法

対象保護者にアンケート依頼文書（16・17ページ）を郵送し、WEBから回答する。

3 アンケート回答期間

令和6年11月1日（金）から同月17日（日）まで

4 アンケート内容

別紙（18・19ページ）のとおり

令和6年10月31日

松山地域の未就学児・児童生徒の保護者の皆様

志布志市松山地域の学校の在り方検討委員会

松山地域の学校の在り方に関するアンケートについて（依頼）

令和6年7月1日付けで松山地域の各コミュニティ協議会会長の連名で市長及び教育長に対して、松山地域の教育環境の在り方等検討について要望書の提出がありました。これを受けまして、教育委員会では、今後の松山地域の教育環境の在り方を共に考え、議論を深めるため、志布志市松山地域の学校の在り方検討委員会を設置しました。

10月29日に開催した第1回会議におきまして、今後の松山地域の学校の在り方については、「将来の担い手となる子供たちにとって、より良い学びの場となるよう検討を進める。検討に当たっては、当事者である保護者の意見を大切にする。」ことを基本的な考え方とし、「教育のまち 松山」の構築を目指していくことを確認いたしました。

つきましては、次のとおり保護者の皆様を対象にアンケートを実施することといたしましたので、率直なご意見・ご感想をお聴かせくださいますようお願いいたします。

1 アンケートの概要

- (1) 1世帯1回答とします。
- (2) WEBアンケートのみの実施になります。

次のQRコードをスマートフォンで読み取っていただき、WEB上のアンケートに回答してください。

- ※ アンケートへの回答の前に、裏面にある「今後の松山地域の児童生徒数の推移」をご覧ください。



- (3) 設問数 6問
- (4) 回答期限 令和6年11月17日（日）まで

2 問合せ先

志布志市松山地域の学校の在り方検討委員会事務局
志布志市教育委員会 教育総務課 総務施設グループ
担 当：橋本・兒玉（憲）
電 話：(099) 472-1111 内線310・311
E-mail：k-soumu@city.shibushi.lg.jp

今後の松山地域の児童生徒数の推移

松山中学校												R6とR12の比較				
	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		生徒数	割合
1年	39	1	30	1	31	1	32	1	32	1	24	1	26	1	△ 13	-33.3%
2年	32	1	39	1	30	1	31	1	32	1	32	1	24	1	△ 8	-25.0%
3年	35	1	32	1	39	1	30	1	31	1	32	1	32	1	△ 3	-8.6%
合計	106	3	101	3	100	3	93	3	95	3	88	3	82	3	△ 24	-22.6%

6年後の令和12年度の生徒数は、82人となり、今年度と比較すると24人、22.6%が減少することが見込まれています。

松山小学校												R6とR12の比較				
	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		増減数	割合
1年	10	1	5	1	8	1	4	1	7	1	4	1	8	1	△ 2	-20.0%
2年	9	1	10	1	5	1	8	1	4	1	7	1	4	1	△ 5	-55.6%
3年	14	1	9	1	10	1	5	1	8	1	4	1	7	1	△ 7	-50.0%
4年	8	1	14	1	9	1	10	1	5	1	8	1	4	1	△ 4	-50.0%
5年	11	1	8	1	14	1	9	1	10	1	5	1	8	1	△ 3	-27.3%
6年	12	1	11	1	8	1	14	1	9	1	10	1	5	1	△ 7	-58.3%
合計	64	6	57	6	54	6	50	5	43	5	38	4	36	4	△ 28	-43.8%

6年後の令和12年度の児童数は、36人となり、今年度と比較すると28人、43.8%が減少するとともに、令和9年度からは複式学級になることが見込まれています。

泰野小学校												R6とR12の比較				
	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		増減数	割合
1年	6	1	2	1	3	1	2	1	4	1	3	1	6	1	0	0.0%
2年	10	1	6	1	2	1	3	1	2	1	4	1	3	1	△ 7	-70.0%
3年	3	1	10	1	6	1	2	1	3	1	2	1	4	1	1	33.3%
4年	12	1	3	1	10	1	6	1	2	1	3	1	2	1	△ 10	-83.3%
5年	7	1	12	1	3	1	10	1	6	1	2	1	3	1	△ 4	-57.1%
6年	8	1	7	1	12	1	3	1	10	1	6	1	2	1	△ 6	-75.0%
合計	46	4	40	4	36	3	26	3	27	3	20	3	20	4	△ 26	-56.5%

6年後の令和12年度の児童数は、20人となり、今年度と比較すると26人、56.5%が減少することが見込まれています。

尾野見小学校												R6とR12の比較				
	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		増減数	割合
1年	10	1	8	1	9	1	8	1	5	1	3	1	4	1	△ 6	-60.0%
2年	5	1	10	1	8	1	9	1	8	1	5	1	3	1	△ 2	-40.0%
3年	15	1	5	1	10	1	8	1	9	1	8	1	5	1	△ 10	-66.7%
4年	12	1	15	1	5	1	10	1	8	1	9	1	8	1	△ 4	-33.3%
5年	13	1	12	1	15	1	5	1	10	1	8	1	9	1	△ 4	-30.8%
6年	10	1	13	1	12	1	15	1	5	1	10	1	8	1	△ 2	-20.0%
合計	65	6	63	6	59	5	55	6	45	5	43	5	37	4	△ 28	-43.1%

6年後の令和12年度の児童数は、37人となり、今年度と比較すると28人、43.1%が減少するとともに、令和8年度からは複式学級になることが見込まれています。

松山中校区小学校全体												R6とR12の比較				
	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		増減数	割合
1年	26		15		20		14		16		10		18		△ 8	-30.8%
2年	24		26		15		20		14		16		10		△ 14	-58.3%
3年	32		24		26		15		20		14		16		△ 16	-50.0%
4年	32		32		24		26		15		20		14		△ 18	-56.3%
5年	31		32		32		24		26		15		20		△ 11	-35.5%
6年	30		31		32		32		24		26		15		△ 15	-50.0%
合計	175	16	160	16	149	14	131	14	115	13	101	12	93	12	△ 82	-46.9%

6年後の令和12年度の児童数は、93人となり、今年度と比較すると82人、46.9%が減少することが見込まれています。

松山地域の学校の在り方に関するアンケート

下記のフォームにご入力をお願いします。

【松山地域の未就学児及び児童生徒の保護者の皆様】

松山地域の学校の在り方の検討に当たりましては、当事者である保護者の皆様のご意見を大切にすることが必要だと考えておりますので、次のアンケートにご協力をお願いします。

志布志市松山地域の学校の在り方検討委員会

Q1. お住いの小学校区はどこですか？ 必須

- 松山小学校区
- 泰野小学校区
- 尾野見小学校区

Q2. お子様について、あてはまる項目にチェックしてください（複数選択可。未就学児は、10月1日現在の年齢にチェックしてください）。 必須

- 0歳児
- 1歳児
- 2歳児
- 3歳児
- 4歳児
- 5歳児
- 小学校1年生
- 小学校2年生
- 小学校3年生
- 小学校4年生
- 小学校5年生
- 小学校6年生
- 中学校1年生
- 中学校2年生
- 中学校3年生

Q3. 小学校の1クラス当たりの児童数は、何人ぐらいが良いと思いますか。 必須

- 10人未満
- 10人以上20人未満
- 20人以上30人未満
- 30人以上

Q4. 今後の児童生徒数の推移をご覧になって、お子様が通学している（就学を予定している）学校についてどのように思われますか？考えに近いものを1つ選んでください。※統合は、スクールバスが運行されることを前提とします。 必須

- 今のまま統合しない方が良い
- 小学校3校のみを統合する方が良い
- 小学校3校と中学校を統合し、小中一貫校（義務教育学校）とする方が良い
- 分からない
- その他

Q5. Q4の回答理由をお書きください。 必須

0 / 60000

Q6. 今後、「教育のまち 松山」の構築を目指し、松山地域の学校の在り方を考えていく上で、必要と思われることやご意見などがあればお書きください。

0 / 60000

→ 確認画面へ進む

📄 入力内容を一時保存する



報告(2) 志布志市学びの多様化に係る基本構想策定検討委員会について

【志布志市学びの多様化に係る基本構想策定検討委員会名簿】

	区分	氏名	
1	学識経験者（教育関係）	高谷 哲也	鹿児島大学准教授
2	学識経験者（教育方法学）	廣瀬 真琴	鹿児島大学准教授
3	教育関係団体	徳重 正宏	中学校校長代表
4	教育関係団体	飛松 正文	小学校校長会代表
5	教育関係団体	村岡 和志	小学校校長会代表
6	委員会が必要と認める者	中西 浩二	S V ・ S S W、青少年育成コーディネーター
7	委員会が必要と認める者	濱田 徹	弁護士
8	委員会が必要と認める者	久永 忠範	一般財団法人鹿児島県情報サービス産業協会会長
9	委員会が必要と認める者	久我 有希	公認心理士
10	委員会が必要と認める者	武隈 順子	公認心理士
11	委員会が必要と認める者	山之内 和英	市教育支援センター
12	委員会が必要と認める者	吉村 望和	志布志市P T A連合会会長
13	委員会が必要と認める者	松原 治美	志布志市教育委員

副委員長

委員長

任期/令和6年9月～令和8年3月

事務局

	区分	氏名	
1	事務局	福田 裕生	教育長
2	事務局	淀 修司	学校教育課長
3	事務局	川崎 喜代人	学校教育課学事グループリーダー
4	事務局	久木崎 敢	学校教育課学校教育グループリーダー
5	事務局	前畑 あさよ	指導主事

議事 1 検討委員会としての基本的な考え方について

担当指導主事が本市の不登校の現状説明と先進校視察（調布市立第七中学校はしうち教室、府中市学びの多様化学校）の報告を行った後、検討委員会の委員がそれぞれの立場で意見を出し合った。

【委員から出された意見】

- ・ 今の松風の雰囲気はとても良い。松風を不登校特例校に変えるのではなく、教育支援センター（松風）と不登校特例校のすみ分けを行うとよいのではないか。
- （調布市はしうち教室の参考資料あり）
- ・ 学校に不登校児童生徒の居場所を作ろうとしているが、限界があるため、不登校特例校ができるとうい。
- ・ 本市の不登校の増加とGIGAスクール構想に相関性があるのではないか。
- ・ 不登校特例校であれば、特性のある児童生徒に対して自立活動を行いながら、柔軟な教育課程で学習の保障もできる。
- ・ 教育課程は今後、本委員会で検討していくのだけれど、教育課程が分からない状況で、話し合いを行うことに疑問がある。
- ・ 視察した先進校は、どのような教員配置がされるのか。
- （県教委からの助言）東京都の場合、人事異動の発表時期が早く、学びの多様化学校への配置希望を取り、半年前から研修を実施して、正式に配置する。
- ・ 登校支援に関するアンケートの意見に寄り添っていくことが大切である。不登校特例校について今後、児童生徒ならびに保護者に対して我々がどのようなメッセージを送っていくかが重要となる。

その他

1 登校支援に関するアンケート調査の結果（別紙のとおり）

2 今後の進め方

(1) 第二回 開催予定（先進校での研修視察）

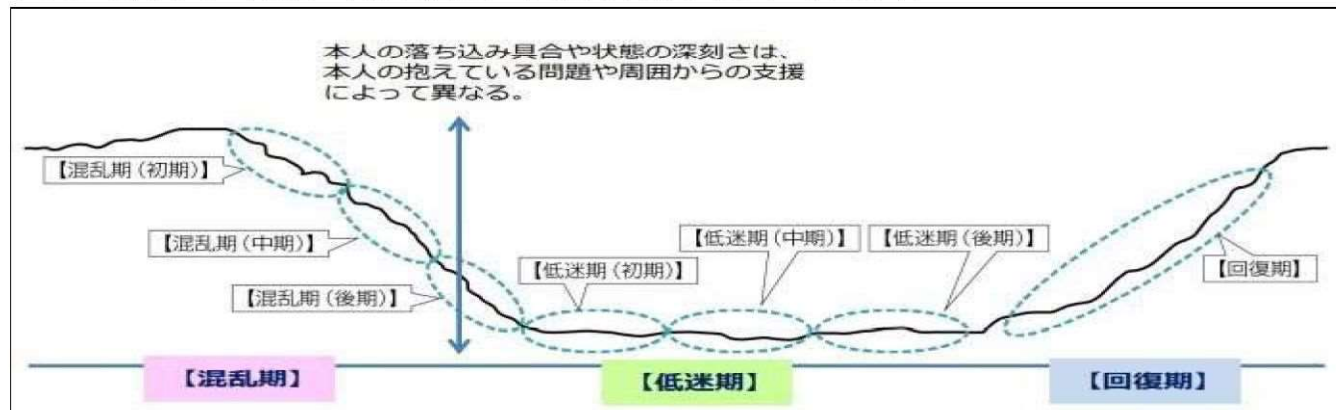
- ア 開催日 令和6年11月20日（水）
- イ 時間 6時40分本庁出発
- ウ 場所 延岡市立南浦中学校学びの多様化学校分教室熊野江教室

(2) 第三回 開催予定

- ア 開催日 令和6年12月18日（水）
- イ 時間 15時30分から
- ウ 場所 志布志市立体育館会議室

◆不登校児童・生徒の回復へ向けた三つの時期

不登校からの回復への道のりは、その様相や期間など、一人一人異なっており、決して一様ではありません。しかし、一般的にその状態は大きく「混乱期」「低迷期」「回復期」の三つの時期に分けることができます。下の表の子どもの姿を参考に、現在の状態を把握して、適切な支援を考えていきましょう。



混乱期の子どもの姿	低迷期の子どもの姿	回復期の子どもの姿
<ul style="list-style-type: none"> ○遅刻や欠席をしたり、授業に集中できなくなったりして、成績が落ちることもある。 ○人と関わるのが減り、一人でいるが増える。 ○元気がなくなったり、口数が減ったりして、保健室に行くが増える。 ○イライラしているように見える。 ○寝つきが悪くなったり、食欲が落ちたり(あるいは過食になったり)する。等 	<ul style="list-style-type: none"> ○午前中は体調不良を訴え、午後になると元気になることもある。 ○昼夜逆転し、ひたすらゲームをしたり、一日中ヘッドホンを着けて音楽を聴いたりする。 ○家族との関わりを避け、自室に引きこもりがちになる。 ○好きなことだけをしていて、怠けているように見える。 ○食事を家族とはとらず、一人で勝手に食べることもある。 ○風呂に入らなくなったり、髪を切りにいなくなったりする。 ○学校や勉強の話題になると、途端に声を荒げたり、その場から立ち去ったりする。等 	<ul style="list-style-type: none"> ○家族と一緒にいる時間や会話が增える。 ○学校、勉強、進路などを気にする発言が出たり、たまに教科書を開いたりする。 ○散歩や運動をしたり、床屋(美容院)や買い物に出かけたりする。 ○宅配業者や来訪者の対応ができるようになる。電話に出ることができるようになる。 ○緊張や焦りの表情が薄れ、笑顔が見られるなど、表情が豊かになる。 ○よく眠れるようになる。 ○友達と会って話すことも出てくる。等

児童・生徒を支援するためのガイドブック(東京都教育委員会)より

◆「混乱期」「低迷期」「回復期」における調布市の支援

下のグラフは、それぞれの時期に活用できそうな支援をまとめていますが、あくまでも目安です。上の表を参考に、お子さんの現在の様子を把握して、お子さんの性格や得意なこと等も考慮しながら適切な支援を考えていきましょう。

【混乱期】	【低迷期】	【回復期】
①校内支援		
②教育支援コーディネーター		
③スクールカウンセラー(SC)		
④教育相談所		
⑤スクールソーシャルワーカー(SSW)		
	⑥訪問型支援 みらい	
	⑦太陽の子	
		⑧はしうち教室
⑨テラコヤ・スイッチ		
⑩メンタルフレンド		
⑪学校に行きづらい子どもの保護者の集い		
⑫ここあ		
⑬すこやか		
⑭Kiitos(キートス)		
⑮CAPS(キャプス)		

調査の概要

1. 趣旨

不登校児童生徒の状況・課題を把握し、今後の支援の充実に供するため、不登校児童生徒と保護者に対するアンケート調査を実施する。

2. 調査方法

○ 調査対象

- ① 今年度、累計10日以上、学校の所属学級に登校しなかった児童生徒（68人）
 - ② 上記の対象児童生徒の保護者（68人）
- ※ 欠席日の起算は本日時点（7月17日）。

○ 調査方法

- ・ 担任教員により回答依頼文を対象家庭に手交、回答者は依頼文に従いオンラインフォームにより回答

○ 調査期間

- ・ 令和6年7月17日（水）～令和6年9月4日（水）

○ 有効回答数

- ・ 児童生徒（15人、22.1%）、保護者（13人、19.1%）

3. 調査サマリー

- 児童生徒の回答者数は、中学3年生が最も多かった。小学生の兄弟（姉妹）を回答していた保護者が2人いた。
- オンラインフォームでの回答とし、個人が特定されない調査としたことについて、調査方法に対する肯定的な意見があった。
- 回答者数を増やすために、指導主事による市学びの多様化教室松風の保護者会での説明やSSWIによる家庭訪問での説明を実施した家庭あったが、回答数が少なかった。
- 学校に行きづらいと感じる理由は、児童生徒と保護者の両方で「学業不振」（授業が分からない、成績が上がらない）が最も多かった。次に、「生活リズムの乱れ」が多かった。学校に行きづらさを感じている児童生徒の学び直し並びに環境や方法について学校・家庭・学びの多様化教室「松風」や民間のフリースクール等と連携して対応する必要があると考えられる。

- 「学校に行きづらいことについて学校に相談しやすいか」について、肯定的回答をした児童生徒は38%（5件）、保護者は54%（6件）と低かった。また、否定的回答をした理由として「相談してもどうにかならなと思わなかった」を選んだ児童生徒が46%（6件）であった。学校に行きづらさを感じている児童生徒の苦しい声や変化に気付いてほしかったという失望感が見られる。指導ではなく児童生徒の話を親身に傾聴する必要があると考えられる。
- 学びの多様化教室「松風」について「知らない」と回答した児童生徒は54%（7件）、保護者は45%（5件）であった。学びの多様化教室「松風」のチラシを調査対象家庭に配布する。
- 学校やその他の場所（フリースクール等）に通っていない普段の日の過ごし方は、「ゲーム・インターネットでの動画視聴」が最も多かった。生活リズムの乱れや視力低下等の健康被害、またはネット・ゲーム依存症の発症やネット犯罪の被害等が危惧されるため、児童生徒だけでなく保護者への、適切な使用について啓発する必要がある。
- 通いやすいと思う学校の在り方について「苦手なことを個別で助けてもらえる」「自分のペースで勉強することができる」という個々に配慮した支援体制を選んでいて、次に、「つらい時は休んだり、半日で帰ったりすることができる」「朝ゆっくり学校に行くことができる」など、緩やかな通学体制を選んでいて。学びの多様化教室「松風」や各学校の教室以外の居場所（スペシャルルーム）での対応に参考とする。
- 安心して学べるような学校をつくるために求めるサポートについて、「学校の中に、教室以外の居場所や勉強できる場所が増えること」という多様な学ぶ場所の確保、次いで「同じ思いをしている友達同士で相談できること」という仲間づくりを選んでいて。各学校での教室以外の学ぶ場の確保についての、学校と対象児童生徒並びに保護者での話し合いをし、通いたい場所をつくる。また、学校に行きづらさを感じている児童生徒同士が自由に話せる場として「424ひまわりルーム」（Teams）を開設する。（学校から配布されているタブレットでも個人のスマートフォン等の端末からでも利用できる。）
- 保護者の困り事として「学校とのやり取り」や「自身や子供の体調不良や精神的不調」を選んでいた。学校と保護者とのやり取りに関して、保護者や御家族の事情に配慮した方法で連携を図るようにする。（児童生徒の安否確認は重要であることは御理解いただきたい。）
- 自由記述には、学校のルールの緩和、学びの多様化教室「松風」の対応、いじめ認知の方法、うつ病等の疾病についての理解など様々な御意見をいただいた。その中で、ある生徒が自分と同じように苦しんでいる児童生徒へ向けて今の気持ちを綴っている。この集計結果を、是非とも学校に行きづらさを感じている児童生徒へ届けたい。そして「疎外感を感じたり、孤立したりしない対応で、心を救える」学びの環境を整えていくために、貴重な意見を参考にさせていただきたい。

調査結果（回答者属性）

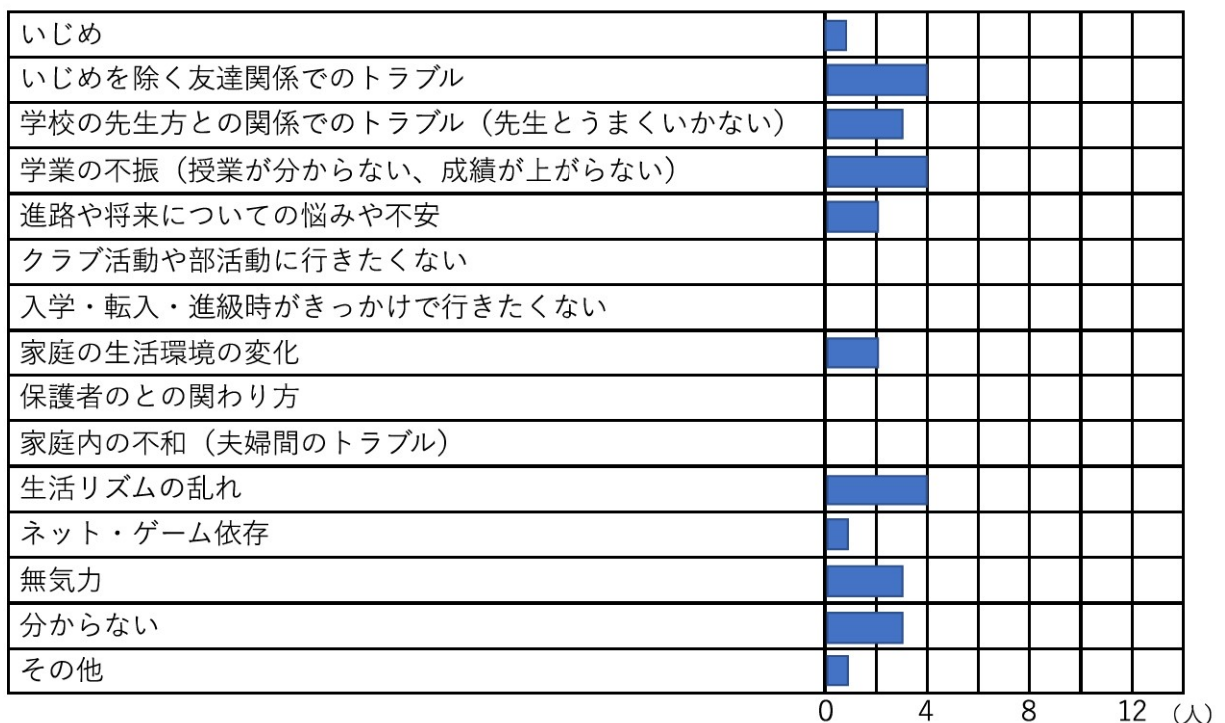
1. あなたは今何年生ですか。

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	合計
児童生徒 (回答者)	2	0	3	1	1	1	0	2	5	15
保護者 (回答者)	1	0	3	0	1	1	2	3	2	13

調査結果

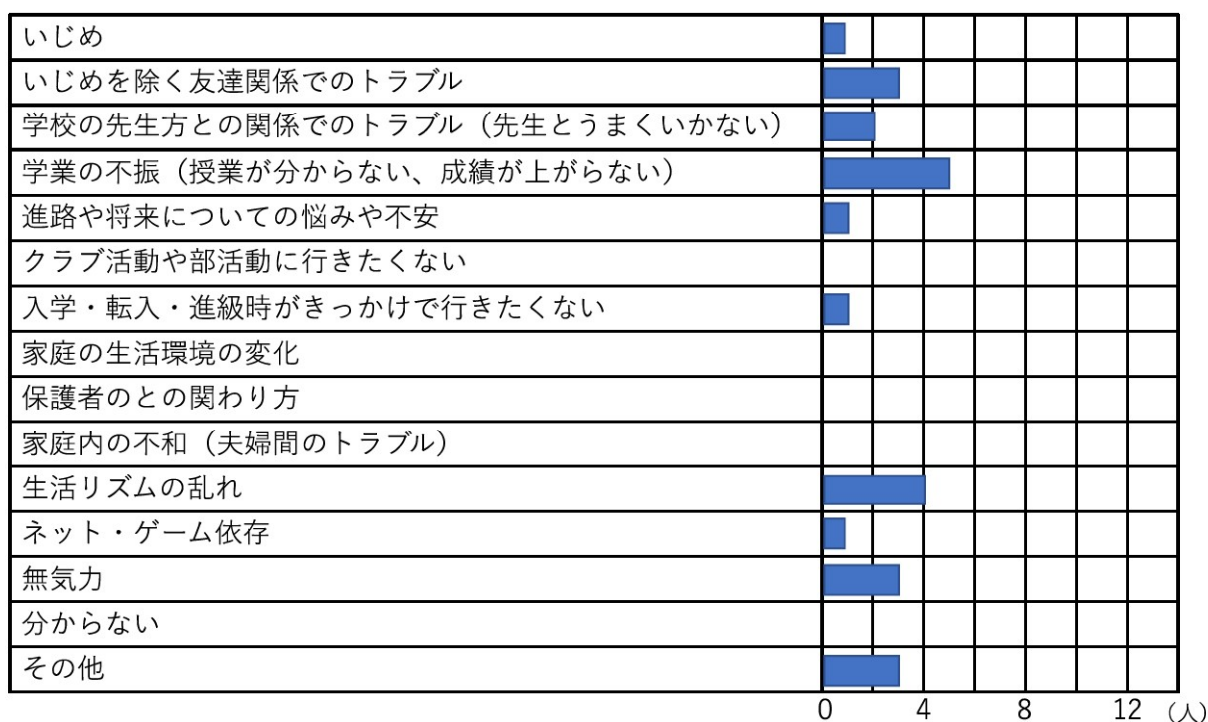
2. 学校に行きづらいと感じるのはなぜですか。(近いものをすべて選んでください。)

○ 児童生徒



その他：双極性障害

○ 保護者



その他：起立性調整障害

人が多い場所が苦手、他人の目が過剰に気になり疲れやすいように思います。

うつ病による体調不良と各症状への理解の無さ

3. 学校に行きづらいと感じている理由を詳しく伝えられる人は教えてください。

○ 児童生徒

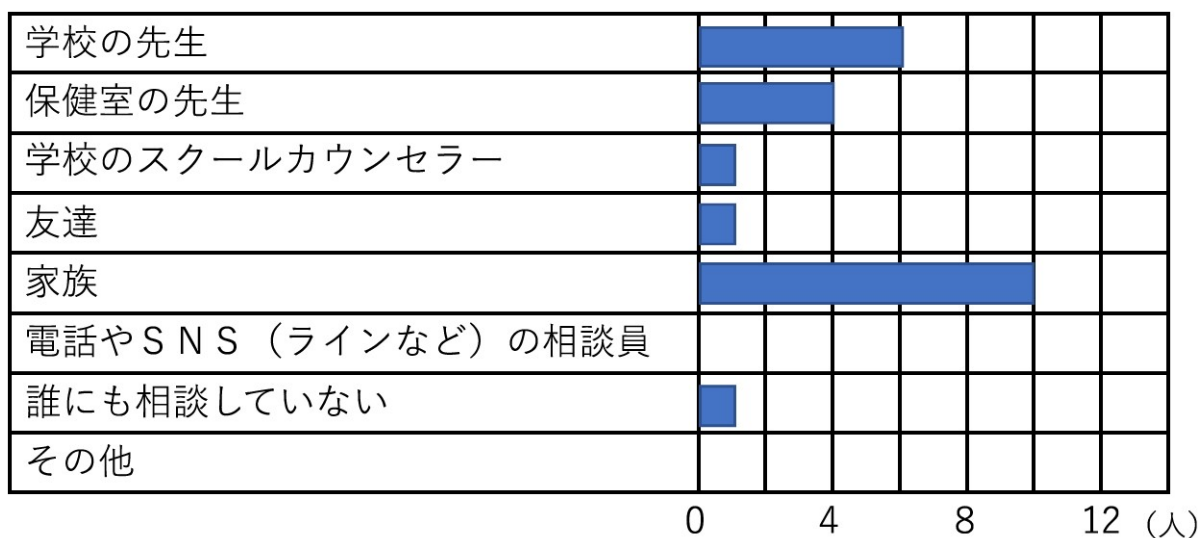
- ・ 朝から行きたくないとかんしゃくを起こすことがある。前と比べたら少なくなったが、行きたくない理由が分からず小学校一年生から悩んだ。
- ・ 先生だからメイクをしても良い、生徒だからメイクしたらだめといった差別のようなものがあったから。

○ 保護者

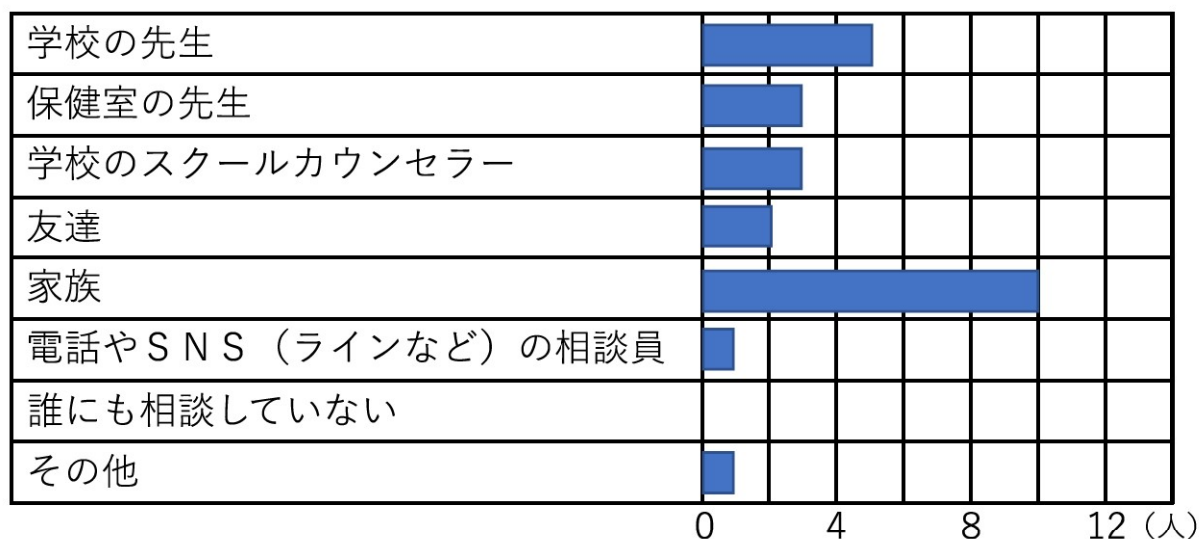
- ・ 周りと同じように行動できなかつたり、新しいことに挑戦する事の難しさだつたり、気持ちを伝えられなかつたりと色々です。
- ・ めまい・たちくらみ・倦怠感・頭痛・失神などがあり、なかなか登校できません。

4. 学校に行きづらいことについて、誰に相談しましたか。当てはまるものを全て選んでください。

○ 児童生徒



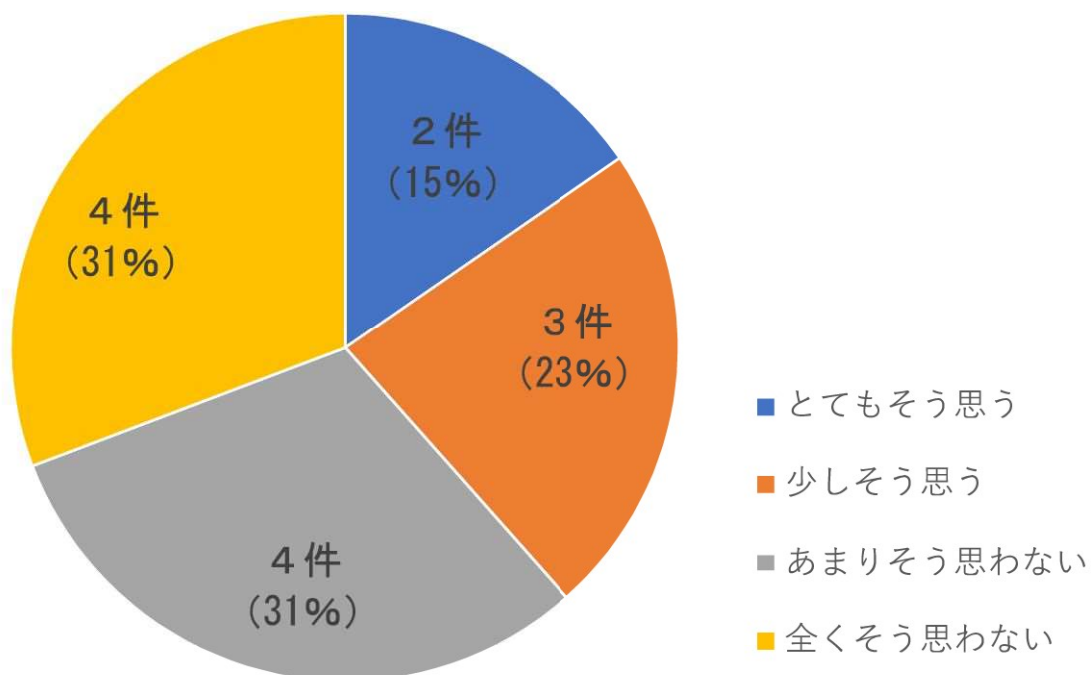
○ 保護者



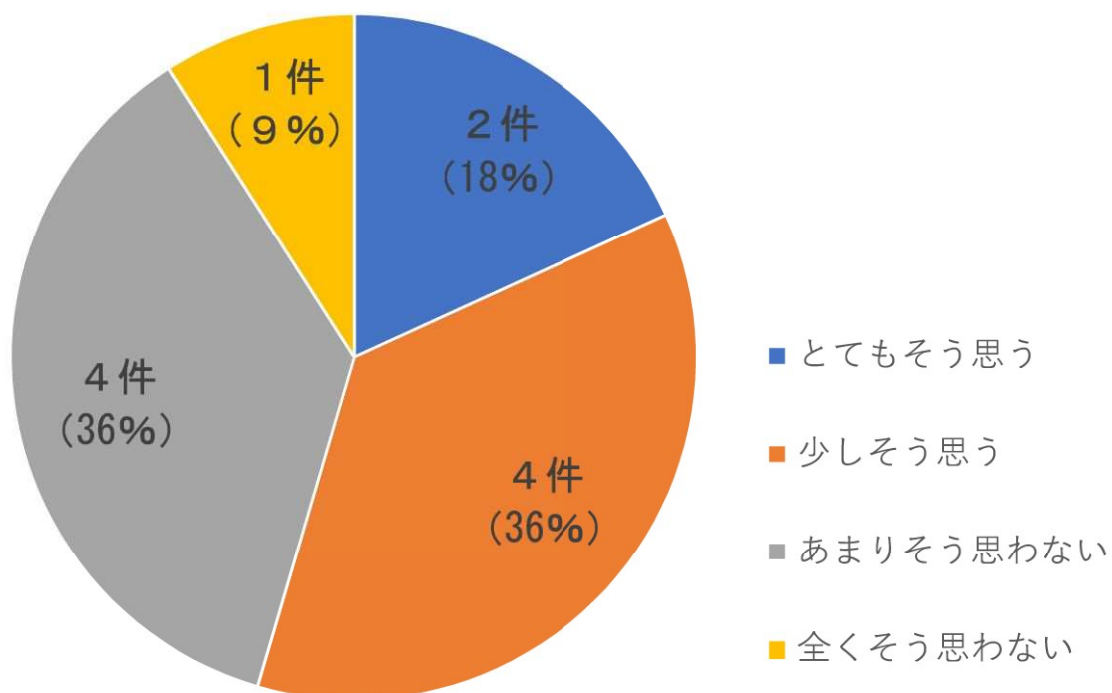
その他：精神科医、精神科のカウンセラー

5. 学校に行きづらいことについて、学校（担任、養護教諭、校長、教頭、部活動顧問など）に相談しやすいと思いますか。

○ 児童生徒

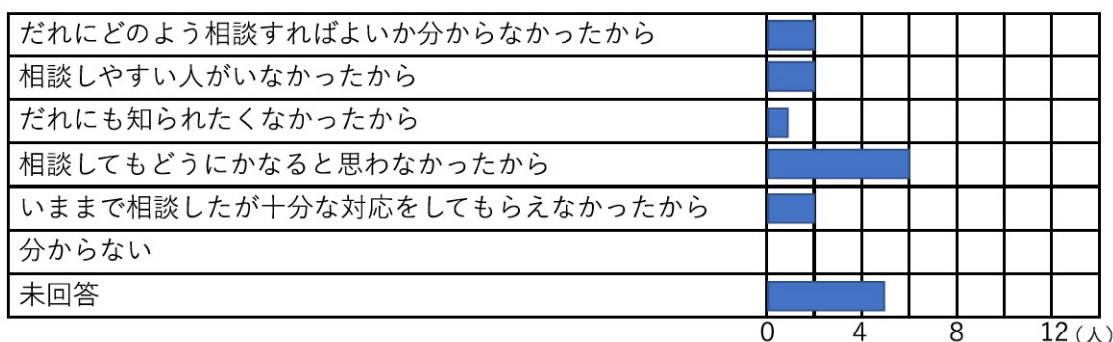


○ 保護者

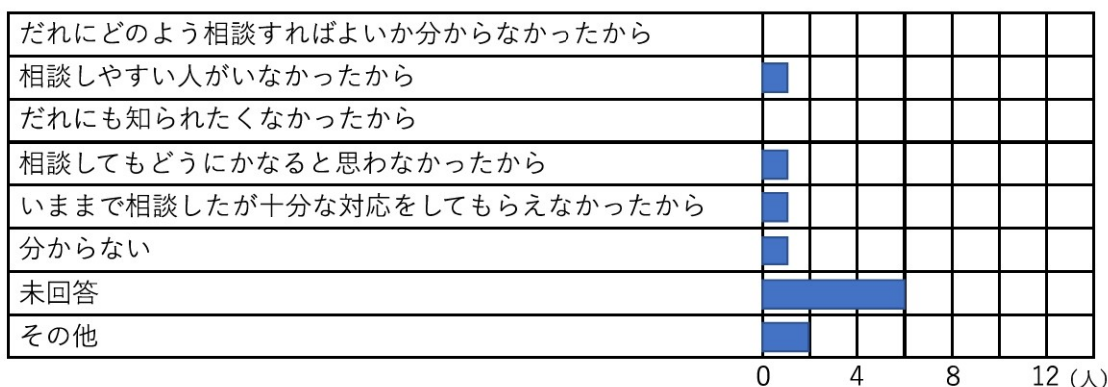


6. 5で「あまりそう思わない」「全くそう思わない」と答えた人に聞きます。それはどうしてですか。
(近いものすべて選んでください。)

○ 児童生徒



○ 保護者



その他：養護教諭に相談した内容が教頭に筒抜けだったから。
言葉で表現することに時間がかかるからです。

7. 学校への相談について、こうなったら相談しやすいなどの考えがあれば教えてください。

○ 児童生徒

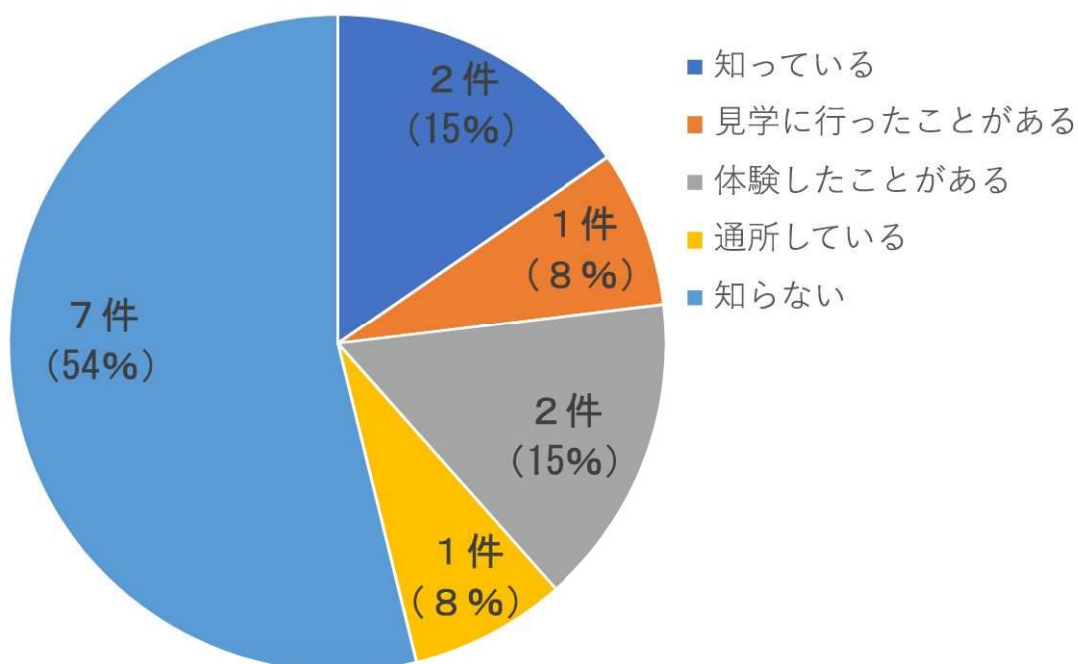
- ・ もっと教員内での精神病に関する理解を深めて頂きたい。秘密は秘密。これを守る方がいてほしい。教員の給与を増やす。(教員のモチベーションの為)
- ・ 生徒に寄り添って少し声のトーンを柔らかくするとか優しく見守るとかしたら相談しやすいと思う。

○ 保護者

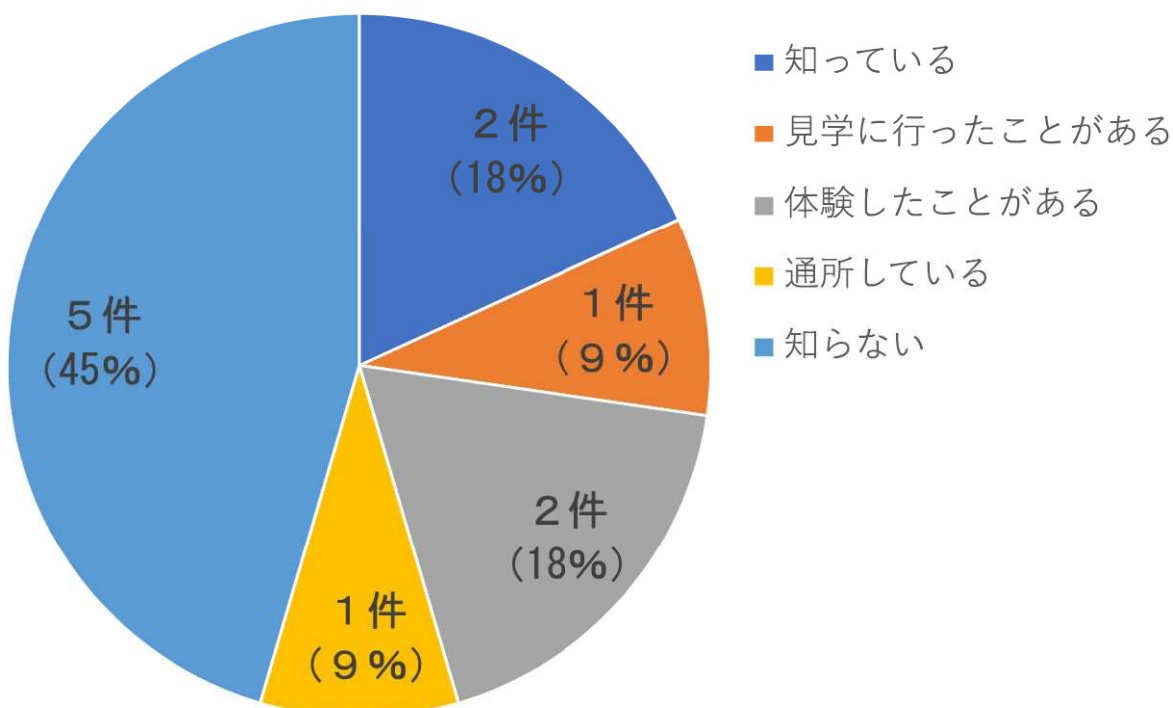
- ・ LINE やメールなど、こちらの仕事の時間を割かなければならない方法以外で連絡を取れるようにしてほしい。急ぎの時は電話でいいと思うが、このフォームのように教員側も空いた時間にチェックでき、こちらもちよとした子供の体調の変化などを伝えられれば、ただ行きたくないのではないと理解してもらえるので。
- ・ 子供が相談した内容を受け入れて、気持ちに寄り添ってくれる回数が増えたら違うんじゃないですか。

8. 本市には不登校児童生徒のために学びの多様化教室 松風（市教育支援センター）があることを知っていますか。

○ 児童生徒



○ 保護者

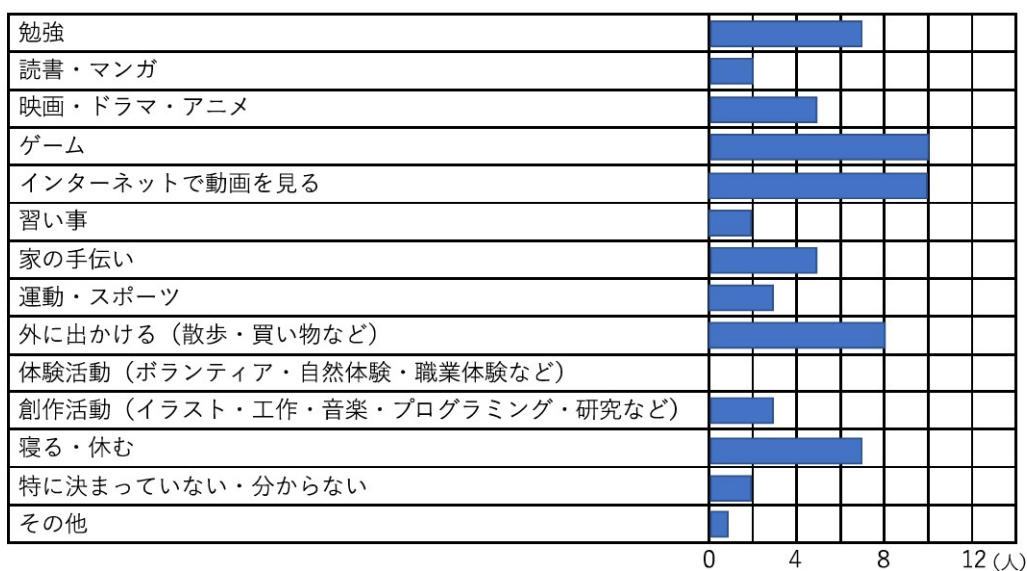


9. 学びの多様化教室「松風」(市教育支援センター)以外のところに通っている人は、どこに通っているか教えてください。

- 児童生徒
 - ・ フリースクールみんなの家ふらっと (1人)
 - ・ 放課後デイサービスいぶき (2人)
- 保護者
 - ・ 放課後デイサービスいぶき (1人)

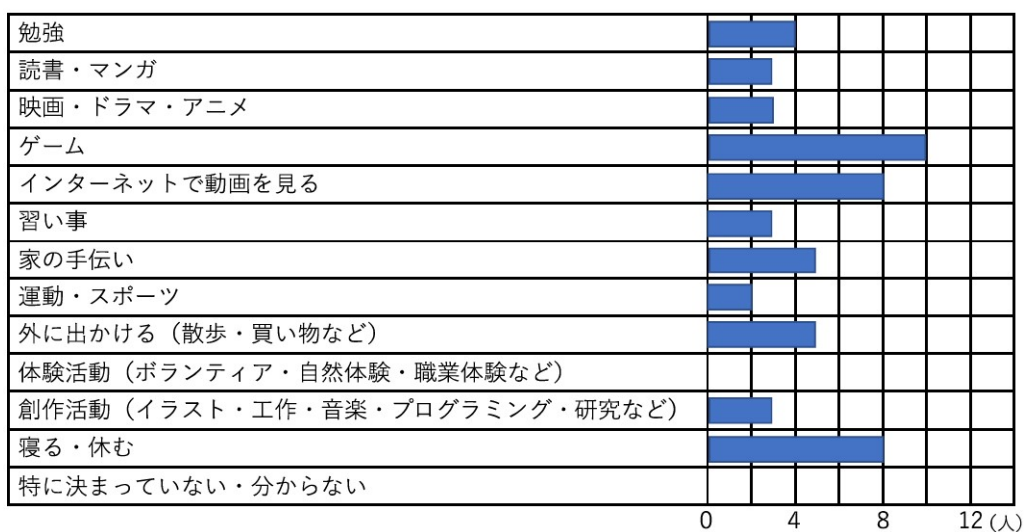
10. 学校やその他の場所(フリースクール、放課後デイサービス等)に通っていない普段の日は何をしていますか。

- 児童生徒



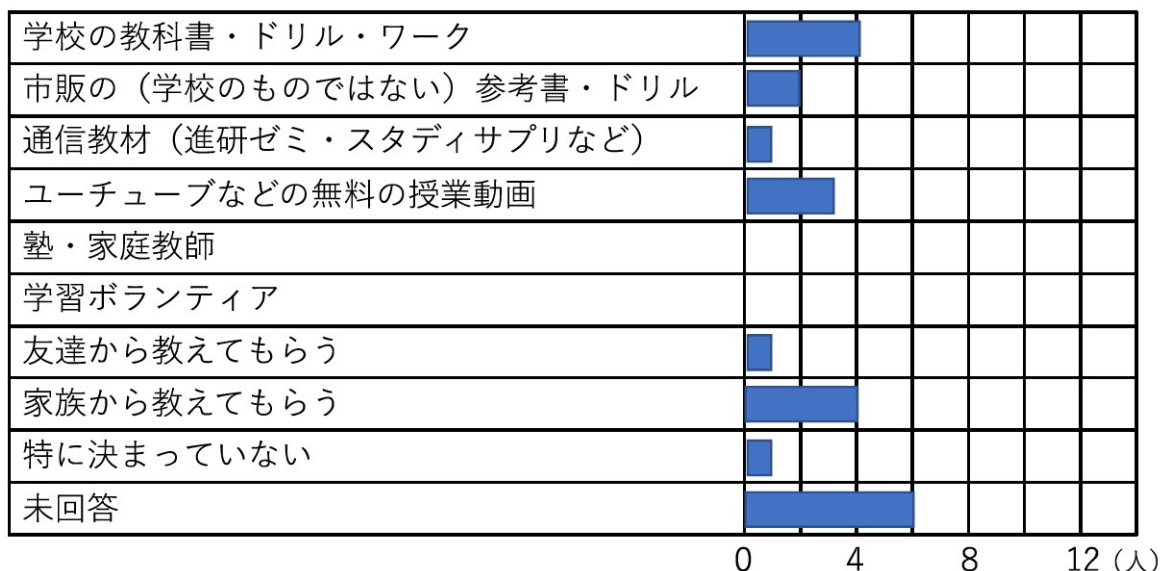
その他：相談しやすいネットの人に相談している。

- 保護者

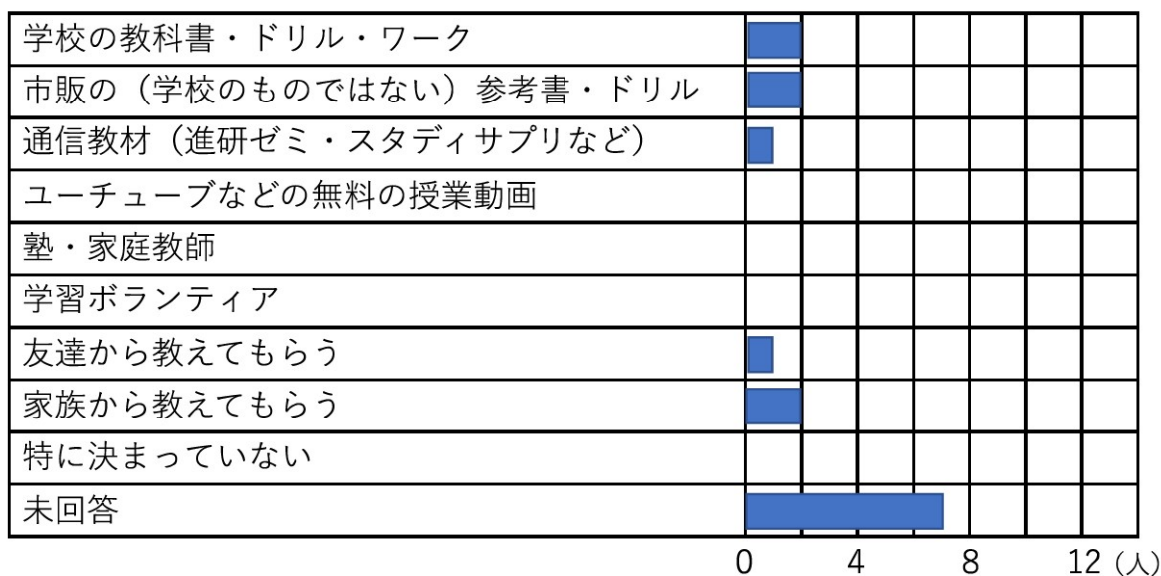


11. 10で「勉強」を選んだ人に聞きます。何を使って勉強していますか。よく使うものを全て選んでください。

○ 児童生徒



○ 保護者



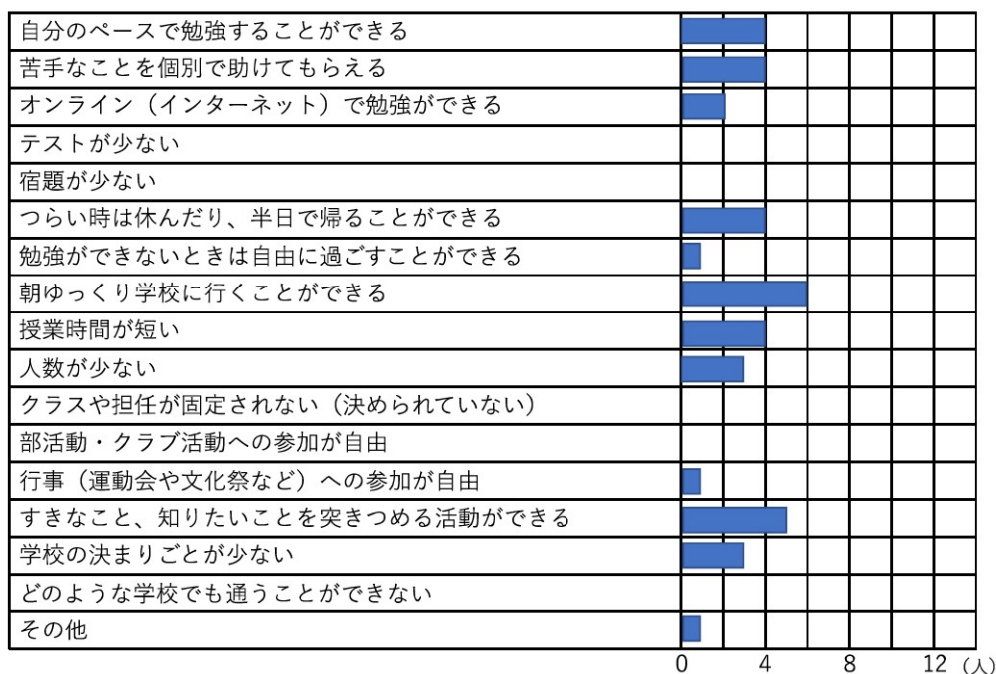
12. どのような学校であれば、通いやすいと思いますか。(近いものをすべて選んでください。)

○ 児童生徒



その他：校則が法律、という学校。

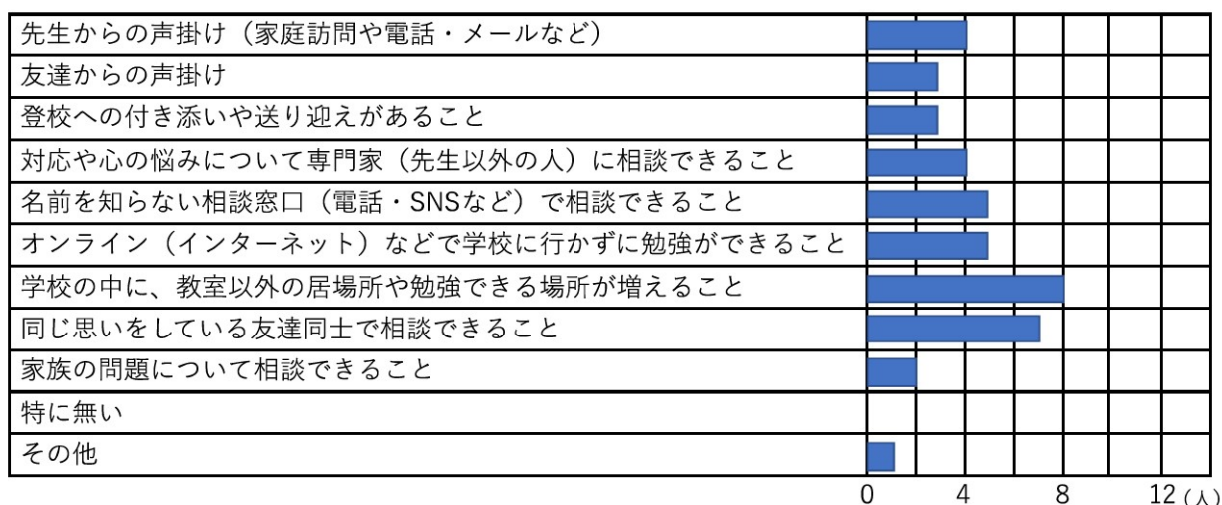
○ 保護者



その他：①メンタルの病に偏見のある教師が、いちいち関わりに来ないようにすること。②偏見のある生徒からの悪意が伝わらないようにすること。

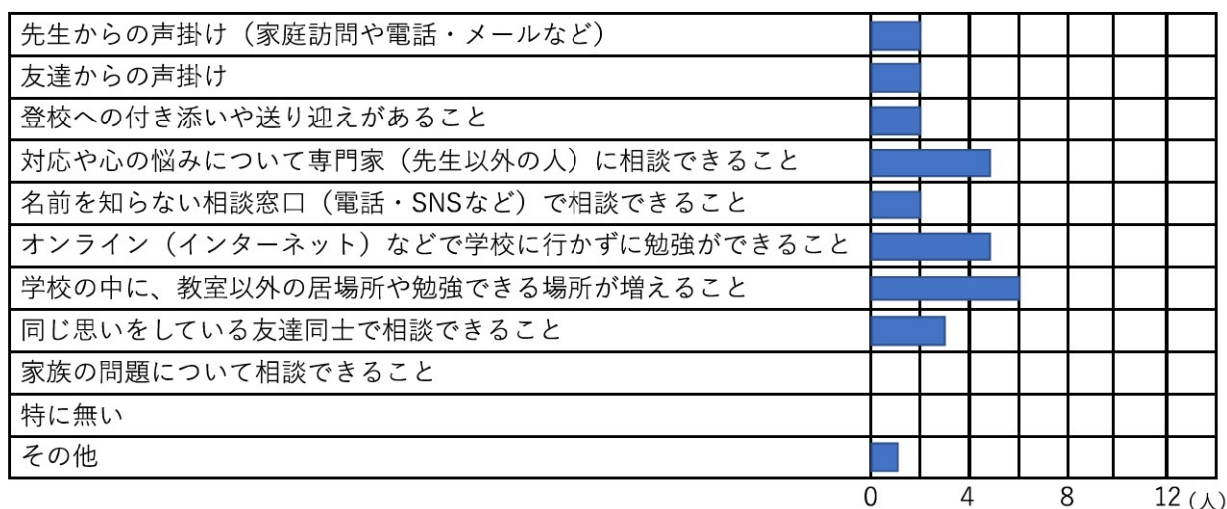
13. 学校に行きづらいと感じている子供たちが安心して学べる学校をつくるために、こんなサポートがあれば良いと思うものがあれば教えてください。(近いものをすべて選んでください。)

○ 児童生徒



その他：義務教育中の人もある定時制、通信制高校の設立

○ 保護者



その他：養護学校とは違った、心の病や不眠などに特化した学校ができればよいと思う。以前、発達障害の子供から「学校を休んでズルい、来てすぐ帰るとかズルい」という旨のもっとキツイ言葉をかけられた事があり、該当の生徒に注意はしてくれたようだが、「あの子はそういう難しい症状があるので理解してほしい」と言われたので、障害のある生徒と一緒に登校する事は困難だと感じたため。

14. その他、学校のことで困ったりしている人たちのために、あなたが「こんなことをしてほしい」または「もっとこうだったらいいのになあ」と思うことがあれば教えてください。

○ 児童生徒

- ・ これを書いている私も経験したことなので、極めて難しいことを承知の上書かせていただきます。

もし心の変化が変な子供がいて、手を差し伸べられる教員がいたとしても、心配をかけたくない、知られたくない、知られてそれを加害者に言われたら何をされるか分からない等の理由で言えない子供が多いです。

なので、その子が言えるようになる環境を作ってあげてください。言えるようになるまで無理に引き出させずに、待ってあげてください。

私がひとつ思ったのは、いじめ経験者(精神疾患経験者でも良い)からの体験談を学校の行事で実施すること。勇気が出て、話せる子が増えるきっかけになると思いました。

正直、志布志市が実施しているアンケートは何の役にもたっていません。何も変わっていません。

そして今悩んでいる子へ、その、ひと頑張りであたなの世界が変わるかもしれない。そのひと頑張りをしたらもう動けないかもしれない、でもそれでいい。助けを求められたあなたはすごい勇気の持ち主です。それだけ頑張ればいい。あとは頑張らなくていいから、ゆっくり休んでいいから、一緒に生きようね。

最後に、この世には自ら命を絶ってしまう子もいます。ですが、自ら助けようとせずに、その子が心を開くまで待ってあげてください。

以上。ありがとうございました。

- ・ 校則が厳しすぎるからもう少し緩くしてほしい。

○ 保護者答

- ・ 現在通っている学校は該当しないが、全ての学校に於いていじめや嫌がらせ等があった場合、された児童生徒を個別に対応するのではなく、した児童生徒を厳重に対応するべきだと思う。
- ・ 自治体を越えての転校、これを近隣の自治体と連携してできるようにしてもらいたい。私の勤務先の都城と志布志市とは真逆の方向で、娘の通う病院も真逆で、当たり前だが今のご時世共働きで祖父母も働いているので、登校したい日と誰の予定も合わず送り迎えができなくて断念した日がある。コロナの移動制限の時でも、都城は生活圏として扱われていたのに、学校だけは絶対ダメですというのは何故なのか…？

あと娘のイジメが発覚した後にイジメがあったかどうかのアンケートはなかった(同級生談)のに、教育委員会にはイジメはなかったという結果だけが報告されていたのにも納得がいかない。当時の校長がかなりおかしい人間だったので、虚偽の報告をした可能性が高い。そういう事が起こらないように、イジメの報告があったら、その後の調査を学校任せにするのではなく、教育委員会主導の無記名で犯人探しが行われない配慮をしたアンケートをしてほしい。

それから松風の話が上でほんの少し出ていたが、卒業生で不登校だったご家庭のお子さん達も松風には行かなくなったと言っていたし、うちの子も行ってすぐに偏見からの心無い言葉で行

かなくなっているのです、不登校児の受け入れ施設ならそれなりの理解のある人間を配属するべきだと思う。

うつ病や自律神経失調症などで不眠からの昼夜逆転などになる子供たちも多いので、宮崎県のように義務教育が受けられる夜間学校を作してほしい。

- ・ 特に期待できない。話してもあんまり意味がないような気がします。
- ・ 疎外感を感じたり孤立したりしない対応していただけたら、心が救われます。
- ・ 同じ境遇の子供たちどうして、もっと気軽に自由に集える場が複数あればと思います。

15. お子様在学校に行きづらいことにより、保護者の方がお困りのことがあれば教えてください。(近いものを選んでください。)

○ 保護者のみ回答



その他：学校に行けない事や進路への焦りや、勉強が遅れている事への焦りなどから自暴自棄になり、喫煙や自傷の延長としてのピアッシングなど非行に走っていた。

プロジェクト3	志布志東部地区古民家再生プロジェクト	生涯学習課
---------	--------------------	-------

■ プロジェクトの概要

志布志東部地区（志布志駅周辺から志布志麓までを中心としたエリア）において、「歴史的資源を活用した観光まちづくり」を推進します。具体的には、当該地区に所在する歴史的資源である歴史的建造物を古民家再生事業者が経営することを目的に、ひとの流れを生み出す新たな取組（リーディングプロジェクト）として古民家再生を行います。

また、歴史のまちづくりの情報発信拠点施設である福山氏庭園、「志布志千軒」を物語る商家である山中氏邸も含めて、回遊性を生み出す歴史的資源の活用を図ります。

■ プロジェクト推進計画及び実績

- R 5年度 志布志東部地区エリア基本計画策定
- R 6年度 古民家再生事業者公募
- R 7年度 古民家再生事業者による古民家改修
- R 8年度 古民家再生事業者による経営開始
(開業)



日本遺産志布志麓

■ 具体的な取組

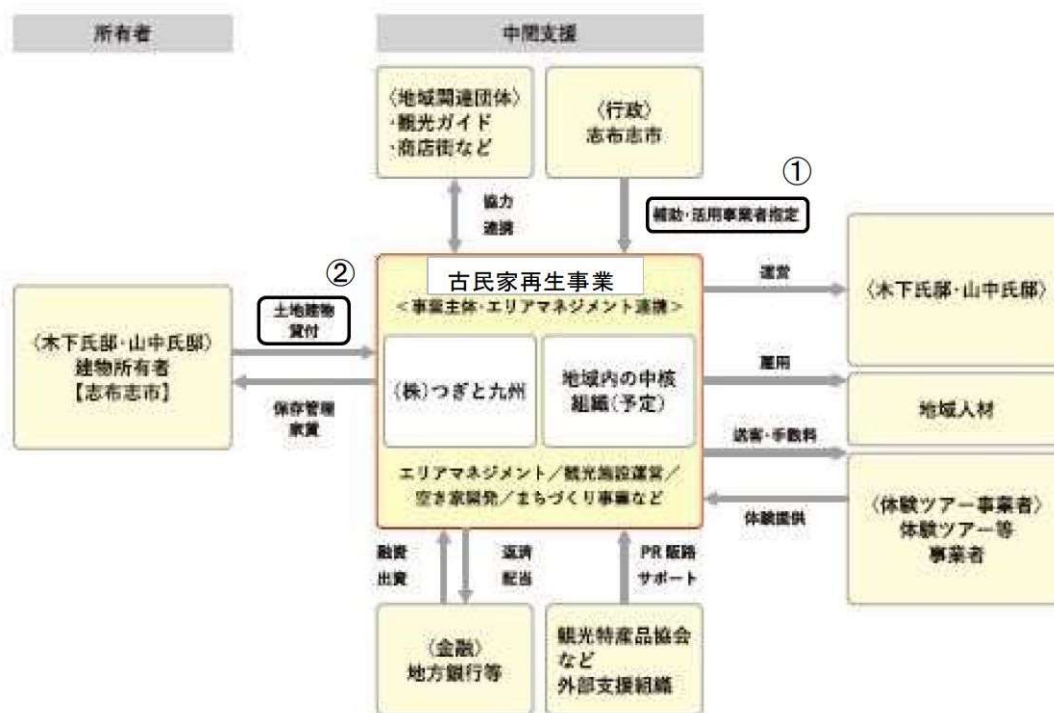
- 1 歴史的資源の保存
 - (1) 歴史的資源は一度失うと二度と戻らないものであることから、その適正な保存を図ります。
 - (2) 市民の歴史的資源の保護に対する社会的気運を高めるため、市民が見て、知る機会を創出します。
- 2 回遊性の高い空間と人々の交流の場の形成
 - (1) 地域の魅力を高めるため、風致性に優れた文化の香り高い空間を形成していきます。
 - (2) 歴史的資源を活用し、市民をはじめ国内外の人々が集い、交流できる場を形成し、ひとの流れを生み出すプロジェクトの推進を図ります。
- 3 地域住民や他の行政分野との連携の推進
 - (1) 歴史的資源を活用したイベントなどの開催を推進することにより、地域との連携協力を図ります。
 - (2) 歴史的資源の保存・活用を推進するだけでなく、観光、道路、公園など他の行政分野との連携を図りながら、歴史のまちづくりとして、全庁的な取組を推進します。

(第2次志布志市教育振興基本計画後期基本計画(校正中)抜粋)

志布志東部地区古民家再生プロジェクト推進計画

令和6年12月	<ul style="list-style-type: none"> 志布志市歴史的建造物の活用を推進する条例上程(賃貸借契約の負担軽減措置) 債務負担行為上程(古民家再生事業者への市補助金の予算確保の為)
令和7年1月	古民家再生事業者の公募開始
令和7年2月	古民家再生事業者の決定(プロポーザル方式)【下図①】
令和7年4月	古民家再生事業者との賃貸借契約締結(土地・建物)【下図②】
令和7年8月	歴史的建造物(市所有)改修に係る市補助金交付(事業費の2/3又は予算の範囲内)【下図①】
令和7年8月	古民家再生事業者による歴史的建造物改修着手
令和8年4月	古民家再生事業者が経営開始(開業)

2)第2段階の体制案



志布志東部地区エリア基本計画(概要版)抜粋

志布志市教育大綱 (改訂案)

令和 7 年 月
鹿児島県志布志市

はじめに

平成27年4月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、本市においては、市長と教育委員会で構成する総合教育会議を設置し、教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について、協議・調整を行うことにより、両者が教育施策の方向性を共有し、一致して執行に当たり、連携強化を図ってまいりました。

平成27年6月に「志布志市教育大綱」を定め、令和2年3月に当該大綱の改訂を行い、本市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を推進しております。

このような中、本市では、児童生徒一人一人の個性に応じて、学習意欲を高め、豊かな心と健やかな体を育む教育を行い、その能力を最大限に伸ばしていくとともに、全ての教育の出発点である家庭教育において、社会生活を送る上で必要な習慣を身に付けることができるよう、各家庭の自主性を尊重しつつ、家庭の教育力を高めるための支援に取り組んでおり、これらについては、引き続き最重要課題として取り組んでまいります。

少子化・人口減少、グローバル化の進展、気候変動を始めとする地球規模課題、格差の固定化など、様々な社会課題が存在する中、Society5.0を見据え、これからの社会を展望する上で、教育の果たす役割はますます重要となります。

市教育大綱の対象期間の最終年度を迎え、社会情勢の変化やこれまでの成果と課題を整理するとともに、鹿児島県教育大綱（令和6年2月策定）を参酌し、市教育大綱を改訂することとしました。

今回の市教育大綱の改訂は、これまでの基本的な考え方を継承しつつ、新たな視点を加えるなど、時代に即した内容に見直し、総合教育会議において協議・調整を行い、第2次志布志市教育振興基本計画後期基本計画の骨子をもって、志布志市教育大綱とすることとしました。

この大綱に基づき、総合教育会議等において教育委員会と更なる連携を図り、本市教育行政の一層の推進に努めてまいります。

令和7年 月

志布志市長 下 平 晴 行

志布志市教育大綱

I 基本目標

夢や希望を実現し、ともに未来を創る心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまちづくり

＜目指す人間育成の姿＞

- 1 知・徳・体・食の調和がとれ、主体的に考え粘り強く行動する力を備え、志あふれる未来の社会の創り手となる人間の育成
- 2 伝統と文化を尊重し、郷土に誇りを持ち、社会・郷土の一員として、互いに認め、高め合い、生涯を通じて幸せや生きがいを感じながら志を持って意欲的に自己実現を目指す人間の育成

II 基本方針

1 本市教育の取組における視点

- (1) 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重
- (2) 社会の変化を乗り越え、未来の社会の創り手となる資質・能力の育成
- (3) 生涯を通じて一人一人が幸せや生きがいを感じることでできる教育環境づくり
- (4) 学校・家庭・地域・企業等の積極的な連携・協働
- (5) 郷土志布志の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承
- (6) 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

2 本市教育施策の方向性

- (1) お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進
- (2) 未来の社会の創り手となる資質・能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進
- (3) 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進
- (4) 家庭を中心として地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進
- (5) 生涯を通じて学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

Ⅱ 基本方針

1 本市教育の取組における視点

(1) 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重

個人の尊重、自律心と責任感、他人を思いやる心、公共の精神、規範意識、伝統や文化を大切に作る心、幅広い教養や健やかな体などの豊かな人間性は、いつの時代の教育でも大切に育ていかなければならないものであり、施策の推進に当たって重要視されるべきものです。

(2) 社会の変化を乗り越え、未来の社会の創り手となる資質・能力の育成

社会の変化を前向きに受け止め、デジタル化が進展する中であっても、人間ならではの感性を働かせて、社会や人生、生活をより豊かなものにするため、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、未来の社会の創り手となる資質・能力を育成します。

(3) 生涯を通じて一人一人が幸せや生きがいを感じることでできる教育環境づくり

一人一人が幸せや生きがいを感じることができるようには、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す学びを、学校をはじめとする教育機関の日常の教育活動に取り入れていく必要があります。

また、子供たちが幸せや生きがいを感じられるためには、学校教育を担う教師が、保護者や地域との信頼関係を築き、心理的安全性が保たれ、良い労働環境にあることが大切です。

さらに、中山間地域等の地理的条件にかかわらず、どこでも充実した教育が受けられるようにすることも必要です。

これらを実現するため、必要な教育環境づくりに努めます。

(4) 学校・家庭・地域・企業等の積極的な連携・協働

学校、家庭、地域、企業等それぞれの教育における役割を確実に果たすとともに、積極的に他に働きかけて相乗効果を高めるなど、それぞれとの連携や協働を図ります。

(5) 郷土志布志の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承

本市には、教育を大事にする伝統や精神、風土があり、また、豊かな自然、地域に根差した個性あふれる文化、全国に誇れる農林水産業等の産業、様々な分野で活躍している人材等の豊富な教育的資源もあります。

これらを有効活用するとともに、未来への継承を図ります。

(6) 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

デジタル化には一般的に、第1段階として紙の書類をデジタル化するなどの「デジタルイゼーション」、第2段階として業務プロセスをデジタル化するなどの「デジタルライゼーション」、第3段階としてデジタル化で業務、組織を変革することを目指す「デジタルトランスフォーメーション」があります。

教育分野においては、GIGAスクール構想による1人1台端末の実現をはじめICT環境整備が進んできたところです。これにより、第1段階の準備は整ったところであり、今後、第2段階への移行を着実に進め、ICTを効果的に活用した探究的な学びなどの第3段階を目指します。

2 本市教育施策の方向性

(1) お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

お互いの人格を思いやりの気持ちを持って尊重し、基本的な生活習慣や人としてしてはならないことなど、社会生活を送る上で持つべき規範意識を養うとともに、法や決まりを遵守し、適切に行動できる人間を育てることが重要です。また、子供たちが安心して学習に取り組むためには、所属する集団の仲間による支援や助言等が不可欠です。

本市の教育理念である「きらり輝く三つのおしえ」は、個性の伸長や困難に直面したときに諦めずに努力することや他人を思いやる心、感謝の心を持たなければならないことを教えています。

将来の予測が困難な時代を生き抜いていく上で、子供たちの規範意識を養い、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性や心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質・能力を育成する教育を推進します。

(2) 未来の社会の創り手となる資質・能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

子供たちが、基礎・基本を確実に身に付けるとともに、自ら学び、考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力を育む教育を推進します。

また、伝統や文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うことや望ましい勤労観・職業観の育成を図ります。

さらに、環境教育や福祉教育などの社会の変化に対応した教育や子供一人一人の自立と社会参加に向けて障がいの状態や教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進します。

(3) 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

学校において、それぞれの教育の目標を達成するためには、学校や教職員がその役割を十分に果たし、信頼される学校づくりを進める必要があります。

また、地方創生の観点から、「次世代の学校」として、学校と地域が連携・協働し、学校を核として地域を活性化していくことが不可欠であるとの考えから、地域とともにある学校づくりが求められています。

さらに、信頼される学校づくりの推進に当たっては、校長のリーダーシップの下、学校における働き方改革の推進や教職員の更なる資質向上、安全・安心な環境づくりなどにも取り組みます。

(4) 家庭を中心として地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進

親子がともに学び育ち合う「家庭教育」は教育の原点であり、地域はその家庭を支える大きな役割を担っています。

本市の各地域には、子供を地域で育てるといふ風土が現在も残っています。

教育の振興においては、地域の担う役割は大きいものであり、今後も、全ての市民が家庭を中心として地域全体で子供を守り育てるための取組を推進します。

(5) 生涯を通じて学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

子供から大人まで全ての市民が、生涯を通じて、あらゆる機会にあらゆる場所で学ぶことができ、その成果を適切に生かし活躍できることは、幸せで豊かな人生を送ることにもつながります。

また、スポーツ活動は、心身両面にわたる健康の保持増進に資するものであることから、市民の誰もが、それぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたり「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに取り組む必要があります。

さらに、郷土の伝統文化や文化財を守り育て、様々な芸術に親しむことは、ふるさとの理解や豊かな感性の涵養に必要なものです。

○ 位置付け

本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3の規定に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として定めるものです。

○ 対象期間

本大綱の対象期間は、第2次志布志市教育振興基本計画後期基本計画との整合を図るため、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

志布志市教育大綱 新旧対照表

改訂(案)(R7)	改訂前(R2)
<p>はじめに</p> <p>平成27年4月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、本市においては、市長と教育委員会が構成する総合教育会議を設置し、教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について、協議・調整を行うことにより、両者が教育施策の方向性を共有し、一致して執行に当たり、連携強化を図ってまいりました。</p> <p>平成27年6月に「志布志市教育大綱」を定め、令和2年3月に当該大綱の改訂を行い、本市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を推進しております。</p> <p>このようなか中、本市では、児童生徒一人一人の個性に応じて、学習意欲を高め、豊かな心と健やかな体を育む教育を行い、その能力を最大限に伸ばしていくとともに、全ての教育の出発点である家庭教育において、社会生活を送る上で必要な習慣を身に付けることができるよう、各家庭の自主性を尊重しつつ、家庭の教育力を高めるための支援に取り組んでおり、これらについては、引き続き最重要事項として取り組んでまいります。</p> <p>少子化・人口減少、グローバル化の進展、気候変動を始めとする地球規模課題、格差の固定化など、様々な社会課題が存在する中、Society5.0を見据え、これからの社会を展望する上で、教育の果たす役割はますます重要となります。</p> <p>市教育大綱の対象期間の最終年度を迎え、社会情勢の変化やこれまでの成果と課題を整理するとともに、鹿児島県教育大綱（令和6年2月策定）を参酌し、市教育大綱を改訂することとしました。</p> <p>今回の市教育大綱の改訂は、これまでの基本的な考え方を継承しつつ、新</p>	<p>はじめに</p> <p>本市においては、平成27年4月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正以降、市長が総合教育会議を設置するとともに、教育委員会との議論の中で教育に関する『大綱』や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行うことにより、両者が本市における教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たってまいりました。</p> <p>また、平成29年3月には「第2次志布志市総合振興計画」を策定し、第1次計画に引き続き「志あふれるまち」をまちづくりの基本理念とし、将来都市像を「未来へ躍動する創造都市 志布志」と定めました。</p> <p>私も市政推進における政治理念として「市民目線で市民が主役のまちづくり」を掲げ、「市民生活の利便性の向上」の実現に向けて、施策の展開を進めるとともに、市政運営に取り組んでまいりました。</p> <p>教育行政につきましては、個性を生かす教育を充実させるとともに、郷土の持つすばらしい伝統や人情味あふれる教育的風土を生かし、心の豊かさや学ぶ意欲にあふれ未来を担う市民づくりを旨として教育・文化の振興を図っております。</p> <p>個性を生かす教育とは、個人の価値を尊重し、その能力を最大限に引き出し、一人一人の可能性を最大限に伸張することだと考えます。</p> <p>未来を担う市民づくりには家庭教育が重要であります。家庭は、個々人の健やかな育ちと生活の基盤であり、まちづくりの礎であり、家庭教育は、すべての教育の出発点であります。しかしながら、近年は地域とのつながりの希薄化や、親が身近な人から子育てを学んだり助け合う機会の減少など、子育てや家庭教育を支える環境は大きく変化し、家庭教育を行う上での課題が多く指摘されています。</p> <p>本市では、地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、教育委員会と市長部局間、関係機関・関係者間で、情報の共有化や協働の促進を図り、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりに努めます。</p> <p>地域が人づくりに関わり、人づくりがまちづくりへひとつながるとき、本市は志あふれ未来へ躍動する創造都市となります。</p> <p>今回、総合教育会議において教育委員会と協議・調整を行い、第2次志布志市教育振興基本計画の基本目標等計画の骨子をもって教育大綱とすることとしました。</p> <p>これを機に、引き続き、今後も教育関係者及び市民の皆様と一丸となり、</p>

改訂（案）（R7）	改訂前（R2）
<p>たな視点を加えるなど、時代に即した内容に見直し、総合教育会議において協議・調整を行い、第2次志布志市教育振興基本計画後期基本計画の骨子をもち、志布志市教育大綱とすることとしました。</p> <p>この大綱に基づき、総合教育会議等において教育委員会と更なる連携を図り、本市教育行政の一層の推進に努めてまいります。</p> <p>令和7年 月</p> <p>志布志市長 下平晴行</p>	<p>より良き本市の教育の方向性を見出せるよう取り組んでまいりますので、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。</p> <p>令和2年3月</p> <p>志布志市長 下平晴行</p>
<p>I 基本目標</p> <p>夢や希望を実現し、ともに未来を創る心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまちづくり</p> <p>＜目指す人間育成の姿＞</p> <p>1 知・徳・体・食の調和がとれ、主体的に考え粘り強く行動する力を備え、志あふれる未来の社会の創り手となる</p> <p>2 伝統と文化を尊重し、郷土に誇りを持ち、社会・郷土の一員として、互いに認め、高め合い、生涯を通じて幸せや生きがいを感じながら志を持って意欲的に自己実現を目指す人間の育成</p> <p>II 基本方針</p> <p>1 本市教育の取組における視点</p> <p>(1) 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重</p> <p>個人の尊重、自律心と責任感、他人を思いやる心、公共の精神、規範意識、伝統や文化を大切にすること、幅広い教養や健全な体などの豊かな人間性は、いつの時代の教育でも大切に育んでいかなければならないものであり、施策の推進に当たって重要視されるべきものです。</p> <p>(2) 社会の変化を乗り越え、未来の社会の創り手となる資質・能力の育成</p> <p>社会の変化を前向きに受け止め、デジタル化が進展する中にも、人間ならではの感性を働かせて、社会や人生、生活をより豊かなものにするため、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、未来の社会の創り手となる資質・能力を育成します。</p> <p>(3) 生涯を通じて一人一人が幸せや生きがいを感じることでできる教育環境づくり</p> <p>一人一人が幸せや生きがいを感じることでできるようにするためには、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す学びを、学校</p>	<p>I 基本目標</p> <p>夢や希望を実現し、未来を担う心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまちづくり</p> <p>＜目指す人間育成の姿＞</p> <p>1 知・徳・体・食の調和がとれ、主体的に考え粘り強く行動する力を備え、生涯にわたって志を持って意欲的に自己実現を目指す人間の育成</p> <p>2 志高く社会づくり・まちづくりに貢献できる人間の育成</p> <p>II 基本方針</p> <p>1 本市教育の取組における視点</p> <p>(1) 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重</p> <p>個人の尊重、自律心と責任感、他人を思いやる心、公共の精神、規範意識、伝統や文化を大切にすること、幅広い教養や健全な体などの豊かな人間性は、いつの時代の教育でも大切に育んでいかなければならないものであり、施策の推進に当たって重要視されるべきものです。</p> <p>(2) 社会の変化に対応し、夢や希望を実現する能力の育成</p> <p>社会の変化を前向きに受け止め、デジタル化が進展する中にも、人間ならではの感性を働かせて、社会や人生、生活をより豊かなものにするため、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、未来の社会の創り手となる資質・能力を育成します。</p> <p>(新設)</p>

改訂前 (R 2)	改訂 (案) (R 7)
	<p>をはじめとする教育機関の日常の教育活動に取り入れていく必要があり ます。 また、子供たちが幸せや生きがいを感じられるためには、<u>学校教育</u> を担う教師が、<u>保護者や地域との信頼関係</u>を築き、<u>心理的安全性</u>が保 たれ、<u>良い労働環境</u>にあることが大切です。 さらに、<u>中山間地域等の地理的条件</u>にかかわらず、<u>どこでも充実し</u> <u>た教育</u>が受けられるようにすることも必要です。 <u>これらを実現するため、必要な教育環境づくりに努めます。</u></p>
<p>(3) 学校・家庭・地域 等の積極的な連携・協力 学校、家庭、地域 等それぞれの教育における役割を確実に果 たすとともに、積極的に他に働きかけて<u>成果を増幅させる</u>など、それ ぞれとの連携や協働を図ります。</p>	<p>(4) 学校・家庭・企業等の積極的な連携・協働 学校、家庭、企業等それぞれの教育における役割を確実に果 たすとともに、積極的に他に働きかけて<u>相乗効果を高める</u>など、それ ぞれとの連携や協働を図ります。</p>
<p>(4) 郷土志布志の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承 本市の 教育を大事にする伝統や 風土、豊かな自 然、地域に根差した個性あふれる文化、全国に誇れる農林水産業等の 産業、様々な分野で活躍している人材等の豊富な<u>教育的資源を有効活</u> <u>用し、未来への継承を図ります。</u></p>	<p>(5) 郷土志布志の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承 本市には、教育を大事にする伝統や<u>精神、風土</u>があり、豊かな自 然、地域に根差した個性あふれる文化、全国に誇れる農林水産業等の 産業、様々な分野で活躍している人材等の豊富な<u>教育的資源もありま</u> <u>す。</u> <u>これらを有効活用するとともに、未来への継承を図ります。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(6) 教育デジタルトランスフォーメーション (DX) の推進 デジタル化には一般的に、第1段階として紙の書類をデジタル化す るなどの「デジタルイゼーション」、第2段階として業務プロセスをデ ジタル化するなどの「デジタルイゼーション」、第3段階としてデジ タル化で業務、組織を変革することを目指す「デジタルトランスフォ ーメーション」があります。 教育分野においては、GIGAスクール構想による1人1台端末の実現 をはじめICT環境整備が進展してきたところです。これにより、第1段 階の準備は整ったところであり、今後、第2段階への移行を着実に進 め、ICTを効果的に活用した探究的な学びなどの第3段階を目指しま す。</p>
<p>2 本市教育施策の方向性</p> <p>(1) お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>本市の教育理念である「きらり輝く三つのおしえ」は、個性の伸長</p>	<p>2 本市教育施策の方向性</p> <p>(1) お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進</p> <p>お互いの人格を思いやりの気持ちを持って尊重し、基本的な生活習 慣や人としてしてはならないことなど、<u>社会生活を送る上で持つべき</u> <u>規範意識を養う</u>とともに、<u>法や決まりを遵守し、適切に行動できる人</u> <u>間を育てることが重要</u>です。また、<u>子供たちが安心して学習に取り組</u> <u>むためには、所属する集団の仲間</u>の仲間による<u>支援や助言等が不可欠</u>です。 本市の教育理念である「きらり輝く三つのおしえ」は、個性の伸長</p>

や困難に直面したときに諦めずに努力することや、他人を思いやる心、感謝の心を持たなければならないことを教えてください。将来の予測が困難な時代を生き抜いていく上で、子供たちの規範意識を養い、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性や心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質・能力を育成する教育を推進します。

(2) 未来の社会の創り手となる資質・能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

子供たちが、基礎・基本を確実に身に付けるとともに、自ら学び、考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力を育む教育を推進します。また、伝統や文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うことや望ましい勤労観・職業観の育成を図ります。さらに、環境教育や福祉教育などの社会の変化に対応した教育や子供一人一人の自立と社会参加に向けて障がいのある状態や教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進します。

(3) 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

学校において、それぞれの教育の目標を達成するためには、学校や教職員がその役割を十分に果たし、信頼される学校づくりを進める必要があります。また、地方創生の観点から、「次世代の学校」として、学校と地域が連携・協働し、学校を核として地域を活性化していくことが不可欠であるとの考えから、地域とともにある学校づくりが求められています。

さらに、信頼される学校づくりの推進に当たっては、校長のリーダーシップの下、学校における働き方改革の推進や教職員の更なる資質向上、安全・安心な環境づくりなどにも取り組めます。

(4) 家庭を中心として地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進

親子がともに学び育ち合う「家庭教育」は教育の原点であり、地域はその家庭を支える大きな役割を担っています。本市の各地域には、子供を地域で育てるといふ風土が現在も残っています。教育の振興においては、地域の担う役割は大きいものであり、今後も、全ての市民が家庭を中心として地域全体で子供を守り育てるための取組を推進します。

(5) 生涯を通じて学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

や困難に直面したときに諦めずに努力することや、他人を思いやる心を持たなければならないことを教えてください。変化の激しいこれからの社会を生き抜いていく上で、子どもたちが、自らを律しつづ、他人とともに協働し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力を育む教育の推進に取り組めます。

(2) 未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

子どもたちが、変化の激しいこれからの社会を生き抜いていくためには、基礎・基本を確実に身に付け、さらに、自ら学び、考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力を身に付けることが必要です。また、自国や地域の伝統・文化について理解し、尊重し、勤労観・職業観を身に付け、郷土や国を愛する心を育むことや望ましい勤労観・職業観を身に付け、環境教育や情報教育などの社会の変化に対応した教育や特別支援教育などの子どもたちの状況に応じた教育の推進に取り組めます。

(3) 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければなりません。学校がこの役割を十分に果たし、信頼される学校づくりを推進することは、活気ある地域社会づくりにもつながります。

また、信頼される学校づくりの推進として、教職員の資質向上や安全・安心な環境づくりなどに取り組めます。

(4) 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

家庭教育は教育の原点であり、地域はその家庭を支える大きな役割を担っています。本市の各地域には、子どもを地域で育てるといふ風土が現在でも残っています。教育の振興においては、地域の担う役割は大きいものであり、今後も、全ての市民が子どもたちを育成し、地域社会全体で子どもを守り育てるといふ理念の実現に取り組めます。

(5) 生涯を通じて学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

改訂（案）（R7）

子供から大人まで全ての市民が、生涯を通じて、あらゆる機会にあらゆる場所で学ぶことができ、その成果を適切に生かし活躍できることは、幸せで豊かな人生を送ることにもつながります。

また、スポーツ活動は、心身両面にわたる健康の保持増進に資するものであることから、市民の誰もが、それぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたる「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに取り組む必要があります。

さらに、郷土の伝統文化や文化財を守り育て、様々な芸術に親しむことは、ふるさとの理解や豊かな感性の涵養に必要なものです。

改訂前（R2）

子どもから大人まで全ての市民が、生涯を通じて、あらゆる機会にあらゆる場所で学ぶことができ、その成果を適切に生かし活躍できることは、豊かな人生を送ることにもつながります。

また、スポーツ活動は、心身両面にわたる健康の保持増進に資するものであり、市民の誰もが、それぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたる「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに取り組む必要があります。

さらに、郷土の伝統文化や文化財を守り育て、様々な芸術に親しむことは、ふるさとの理解や豊かな感性の涵養に必要なものです。

協議(2) 第2次志布志市教育振興基本計画後期基本計画（素案）について

第2次志布志市教育振興基本計画後期基本計画の策定について

1 名称

第2次志布志市教育振興基本計画後期基本計画

2 計画期間

令和7年度～令和11年度（5年間）

3 計画策定の趣旨

令和2年3月に、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とする第2次志布志市教育振興基本計画前期基本計画（以下「前期基本計画」という。）を策定し、本市の実情に応じ、教育の振興のための施策の推進に取り組んできましたが、本年度をもって計画期間が終了するところです。

については、前期基本計画の進捗状況や新たな課題を的確に把握・整理しつつ、社会経済情勢の変化や時代の流れなど、本市を取り巻く状況を十分に認識し、中長期的な視点に立ち、実効性の高いものとなるよう、第2次志布志市教育振興基本計画後期基本計画を策定します。

4 計画の基本的な考え方

教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、本市の実情に応じた教育振興の施策に関する基本的な計画として、国の新たな教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）及び第4期鹿児島県教育振興基本計画（令和6年2月策定）を参酌し、第2次志布志市総合振興計画前期基本計画や教育委員会の事務の点検・評価（外部評価委員会）の結果等を踏まえ、令和7年度以降の本市教育の目指すべき姿を示すとともに、その実現に向けて、計画期間の5年間に取り組むべき具体的な施策を体系化して示します。

5 参考

○教育基本法（抜粋）

<p>（教育振興基本計画）</p> <p>第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。</p> <p><u>2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。</u></p>
